障害者自立支援法等の 一部改正について

平成23年3月 神奈川県保健福祉局福祉・次世代育成部 障害サービス課

※本資料は、全国厚生労働関係部局長会議(平成23年1月21日)、障害保健福祉関係主管課長会議(平成23年2月22日)の内容に基づき作成したものであり、今後変更する可能性がある。

障害者自立支援法等の改正について

〇「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」(平成22年法律第71号。以下「整備法」という)が、昨年12月10日に公布された。

〇各改正事項の施行期日については、障害者の範囲の見直し等については公布日、グループホーム・ケアホームの利用の際の助成(特定障害者特別給付費)の創設及び重度 視覚障害者に対する移動支援の個別給付化(同行援護の創設)は平成23年10月1日、 その他の事項については平成24年4月1日の予定。

(1)趣旨

公布日施行

【趣旨】

<課題>

改正の趣旨を明確にする必要がある。

<改正>

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて<u>障害保健福祉施策を見直すまでの間において、障害者及び障害児の地域生活を支援するため</u>、関係法律を整備するものであることを明記。

(2)利用者負担の見直し

平成24年4月1日までの政令で定める日 (平成24年4月1日予定)施行

【利用者負担規定の見直し】

<課題>

累次の対策により、負担上限額は大幅に引き下げられており、実質的に負担能力に応じた負担になっているが、法律上は1割負担が原則となっている。

<改正>

法律上も負担能力に応じた負担が原則であることを明確化。

(ただし、サービス利用量が少なく、1割負担の方が低い場合には1割)

- ※ 例えば、現在、市町村民税非課税世帯については、利用者負担は無料。
- ※ 利用者の実質負担率0.37%(H22.10国保連データ)。

【利用者負担の合算】

<課題>

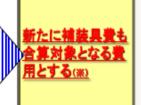
障害福祉サービスと補装具の利用者負担の上限額は、別に設定されている。

<改正>

高額障害福祉サービス費について補装具費と合算することで、利用者負担を軽減する。

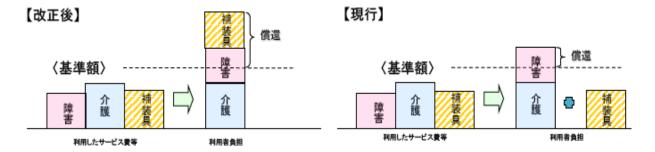
高額障害福祉サービス費の補装具費との合算

- 現在、「高額障害福祉サービス費」は、次の各サービスの利用者負担額を合算した額が基準額を超える場合に、基準額を超える額を償還して給付する制度。
- ①同一世帯の他の者が利用する障害福祉サービスに係る費用
- ②障害福祉サービス利用者本人が利用する介護保険法上のサービスに係る費用
- ③同一世帯の児童が利用する児童福祉法に基づく障害児支援に係るサービスに係る費用



※補装具費は、世帯の中に市町 村民税所得割額が46万以上の者 がいる場合は公費負担の対象外 (現行どおり)。

<例:同一人が障害福祉と介護保険のサービスを利用及び補装具費の支給を受けている場合>



(3)障害者の範囲の見直し

公布日施行

【障害者の範囲の見直し】

<課題>

発達障害は、概念的には精神障害に含まれるが、そのことが明確にされていない。

<改正>

障害者自立支援法第4条第1項において、<u>発達障害は精神障害に含まれるものとして</u> 法律上に明記された。

- ※ 発達障害については、発達障害者支援法が整備され、発達障害の定義規定も置かれている。
- ※ あわせて、高次脳機能障害が対象となることについて、通知等で明確にする。

(3)障害者の範囲の見直し②

〇発達障害については、従来から精神障害に含まれるものとして障害者自立支援法に基づく給付の対象となっているが、今般成立した整備法によって、発達障害者が同法の 障害者の範囲に含まれることが法律上明記された。

(障害者自立支援法第4条第1項)

この法律において「障害者」とは、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者(発達障害者支援法(平成16年法律第167号)第2条第2項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。)のうち18歳以上である者をいう。

< 発達障害児(者)の利用が見込まれる主なサービス> 相談支援事業、就労移行支援、就労継続支援、自立訓練(生活訓練)児童デイサービス、行動援護、短期入所、共同生活援助、移動支援

(3)障害者の範囲の見直し③

【発達障害の定義】

広汎性発達障害(自閉症、アスペルガー症候群等)、学習障害、注意欠陥・多動性障害等、通常低年齢で発現する脳機能の障害(発達障害者支援法第2条) ※ICD-10(疾病及び関連保健問題の国際統計分類)におけるF80-98に含まれる障害 (平成17年4月1日付文部科学事務次官、厚生労働事務次官連名通知)

(参考)ICD-10(疾病及び関連保健問題の国際統計分類)

F80-F89 心理的発達の障害

(自閉症・アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害など)

F90-F98 小児<児童>期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害 (注意欠陥多動性障害、トゥレット症候群など)

なお、これまでも厚生労働省主催の会議等で周知されているが、高次脳機能障害は器質性精神障害として精神障害に含まれていること、またこれにより高次脳機能障害者は、障害者手帳を所持しているか否かにかかわらず障害者自立支援法に基づく給付の対象となり得る。(このことについては、後日告示等において明記される予定。)

(4)相談支援の充実

原則として平成24年4月1日(予定)施行

【相談支援体制】

<課題>

- 〇障害者の地域生活にとって相談支援は不可欠であるが、市町村ごとに取組状況に差がある。
- 〇また、地域の支援体制づくりに重要な役割を果たす自立支援協議会の位置付けが法律上不明確である。

<改正>

- 〇地域における相談支援体制の強化を図るため中心となる総合的な相談支援センター (基幹相談支援センター)を市町村に設置。
- 〇自立支援協議会について、設置の促進や運営の活性化のため、法律上に根拠を設ける。
 - ※市区町村における地域自立支援協議会の設置状況85%(平成22年4月)
- 〇地域移行や地域定着についての相談支援の充実(地域移行支援・地域定着支援の個別給付化)。

(4)相談支援の充実②

【支給決定プロセスの見直し等】

< 理題 >

サービス利用計画の作成については、①計画の作成が市町村の支給決定後となっている、②対象が限定されている、などの理由からあまり利用されていない。

<改正>

- ○支給決定の前にサービス等利用計画案を作成し、支給決定の参考とするよう見直し。 ○サービス等利用計画作成の対象者を大幅に拡大。
- ※ 現在のサービス利用計画作成費の対象者は、重度障害者等に限定されており、利用者数は3.413人(平成22年4月)。

(4)相談支援の充実③

【支給決定プロセスの見直し等②】

- 〇 市町村は、必要と認められる場合として省令で定める場合には、指定を受けた特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画案の提出を求め、これを勘案して支給決定を行うこととする。
- * 上記の計画案に代えて、省令で定める計画案(セルフケアプラン等)を提出できることとする。
- * 特定相談支援事業者の指定は、総合的に相談支援を行う者として省令で定める基準に該当する者について市町村が指定する。
- * サービス等利用計画作成対象者を拡大する。
- 支給決定時のサービス等利用計画の作成、及び支給決定後のサービス等利用計画の見直し(モニタリング)について、計画相談支援給付費を支給する。

(4)相談支援の充実(4)

【支給決定プロセスの見直し等③】

- 〇 障害児についても、新たに、児童福祉法に基づき、市町村が指定する「指定障害児相談支援事業者」が、通所サービスの利用に係る障害児支援利用計画(障害者のサービス等利用計画に相当)を作成することとする。
- * 障害児の居宅介護等の居宅サービスについては、障害者自立支援法に基づき、「指 定特定相談支援事業者」がサービス等利用計画を作成。(障害児に係る計画は、同一事 業者が一体的(通所・居宅)に作成するようにする方向で検討)
- * 障害児の入所サービスについては、児童相談所が専門的な判断を行うため、障害児支援利用計画の作成対象外。

(4)相談支援の充実⑤

①地域移行支援・地域定着支援の個別給付化 地域移行支援・地域定着支援を担う「指定一般相談支援事業者」は都道府県が指定

地域移行支援・・・障害者支援施設や精神科病院に入所等をしている障害者に対し、 住居の確保、地域生活の準備や福祉サービスの見学・体験のための外出への同行 支援、地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行うもの

地域定着支援・・・居宅で一人暮らししている障害者等に対する夜間も含む緊急時における連絡、相談等の支援を行うもの

- ②支給決定プロセスの見直し等 サービス等利用計画の作成を担う「指定特定相談支援事業者」は**市町村が指定**
 - ※指定基準は後日示される予定

地

〇居住サポート事業(補助金)

(市町村/指定相談支援事業者等に委託可)

域定着支援

「障害者」の相談支援体系 見直し後 現行 般的な相 市町村/指定相談支援事業者に委託可 市町村/指定特定,一般相談支援事業者 に委託可 談支援 ○障害者・障害児等からの相談(交付税) ○障害者・障害児等からの相談(交付税) 指定特定相談支援事業者 指定相談支援事業者 ビス等利用 ※事業者指定は、市町村長が行う。 ※事業者指定は、都道府県知事が行う。 〇指定相談支援(個別給付) 〇計画相談支援(個別給付) 支給決定の参考 ・サービス利用計画の作成 サービス利用支援 対象を拡大に拡大 ・モニタリング ・継続サービス利用支援 計画 ○基本相談支援(障害者・障害児等からの相談) ○障害者・障害児等からの相談 地域 移 指定一般相談支援事業者 行 〇精神障害者地域生活支援特別対策事業(補助金) ※事業者指定は、都道府県知事が行う。 支援 (都道府県/指定相談支援事業者、精神科病院等 〇地域相談支援<u>(個別給付)</u> に委託可)

・地域移行支援(地域生活の準備のための外出への同

行支援:入居支援等)

·地域定着支援(24時間の相談支援体制等)

○基本相談支援(障害者・障害児等からの相談)

「障害児」の相談支援体系



(5)障害児支援の強化

平成24年4月1日施行

【児童福祉法を基本とした身近な支援の充実】

<課題>

障害を持つ子どもが身近な地域でサービスを受けられる支援体制が必要。

<改正>

- ○重複障害に対応するとともに、身近な地域で支援を受けられるよう、障害種別等に分かれている現行の<u>障害児施設(通所・入所)について一元化。</u>
- 〇在宅サービスや児童デイサービスの実施主体が市町村になっていることも踏まえ、<u>通</u> <u>所サービスについては市町村を実施主体とする</u>(入所施設の実施主体は引き続き都道 府県)。

(5)障害児支援の強化②

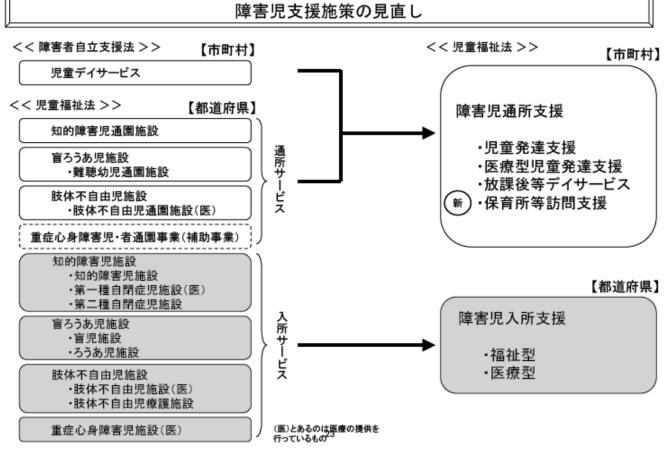
【放課後等デイサービス・保育所等訪問支援の創設】

<課題>

- ○放課後や夏休み等における居場所の確保が必要。
- 〇保育所等に通う障害児に対して、集団生活への適応のための支援が必要。

<改正>

- ○学齢期における支援の充実のため、「放課後等デイサービス」を創設。
- (20歳に達するまで利用できるように特例を設ける。)
- ○保育所等を訪問し、専門的な支援を行うため、「保育所等訪問支援」を創設。



(5)障害児支援の強化③

【通所による支援】

〇現行

<障害者自立支援法>【市町村】

児童デイサービス

<児童福祉法> 【都道府県・指定都市・児童相談所設置市】 知的障害児通園施設、盲ろうあ時施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設、 肢体不自由児通園施設(医)、重症心身障害児者通園事業



〇改正後

<児童福祉法>

【市町村】

•障害児通所支援

児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援

※<u>障害自立支援法に位置付けられている児童デイサービスは、改正後は、児童福祉法に基づく児童発達支援又は放課後等デイサービスとして実施されることとなる。</u>

(5)障害児支援の強化④

【経過措置について】(抜粋)

① 通所給付決定に係る経過措置について

障害者自立支援法に基づき児童デイサービスに係る支給決定を受けている者は、施行日(平成24年4月1日)に、児童福祉法に基づく通所給付決定を受けたものとみなされる。(附則第23条第1項)

※ このみなし通所給付決定により利用できるサービスの種類及びその有効期間については、政令で定める。

② 事業者指定に係る経過措置について

障害者自立支援法に基づき児童デイサービスに係る指定を受けている者は、施行日に、児童福祉法に基づく児童発達支援及び放課後等デイサービスに係る指定を受けたものとみなされる。(附則第22条第1項)

※施行日から1年以内の省令で定める期間内に指定の申請をしないときは、当該期間の経過によって、みなし指定の効力は失効となることに留意されたい。

③ 障害児通所事業等の開始に係る届出に係る経過措置

障害者自立支援法に基づき児童デイ サービスに係る事業の開始に係る届出をしている者は、施行日に、児童福祉法に基づく児童発達支援及び放課後等デイサービスに係る事業の開始の届出をしたものとみなされる。(附則第33条第1項)

(5)障害児支援の強化⑤

【入所による支援】

〇現行

<児童福祉法> 【都

【都道府県・指定都市・児童相談所設置市】

•知的障害児施設

知的障害児施設、第一種自閉症児施設、第二種自閉症児施設

• 盲ろうあ児施設

盲児施設、ろうあ児施設

肢体不自由児施設肢体不自由児施設(医)、肢体不自由児療護施設 重症心身障害児施設



〇改正後

<児童福祉法>

·障害児入所支援 福祉型、医療型 【都道府県・指定都市・児童相談所設置市】

(5)障害児支援の強化⑥

<在園期間の延長措置の見直し>

今般の改正により、これまで児童福祉法による支援を行っていた18歳以上の障害児施設入所者については、子どもから大人にわたる支援の継続性を確保しつつ、より適切な支援が行われるようにする観点から、障害者自立支援法で対応するよう見直しを行うこととしている。

この見直しに伴い、障害児施設入所者が、引き続いて障害者支援施設に入所する場合については、当該入所者が18歳となる日の前日に保護者であった者が有した居住地が所在する市町村が実施主体となるので留意されたい。

また、この見直しに当たっては、障害児施設入所者が障害福祉サービスを利用することとなる場合、必要とする障害福祉サービスが適切に提供されるよう、障害福祉サービスの事業の基準の設定に当たって適切な配慮等を行うこととしている。その具体的な内容等については、後日お示しするが、特に重症心身障害者について十分配慮したうえで、支援の継続性を確保するための措置や、現在入所している者が退所させられることがないようするための措置を行うこととしている。

(平成23年2月22日障害保健福祉関係主管課長会議資料)

(5)障害児支援の強化⑦

【経過措置について】

在園期間の延長の見直しに係る経過措置の概要は、以下のとおりである。

① 障害福祉サービスへの移行に係る手続の省略

在園期間の延長の見直しによって、障害児施設への入所ができなくなり、継続して障害福祉サービス(施設入所支援や療養介護)を利用する必要が生ずる者については、一定の期日までに申出をした場合(※)、市町村は、障害程度区分の認定、支給要否決定等の手続を省略して支給決定を行う。(附則第35条)

※ 施行日(平成24年4月1日)に18歳以上である者が施行日において障害児施設への入所ができなくなる場合は施行日までに、施行日に18歳未満である者が施行日以後に18歳となることに伴い障害児施設への入所ができなくなる場合は18歳となる日までに申出を行う必要がある。

② 現に在園期間の延長等により知的障害児施設等に入所等又は児童デイサービスを利用している 20歳未満の者に係る経過措置について

現に在園期間の延長により知的障害児施設等に入所等をしている20歳未満の者については、施行日に、入所給付決定を受けたものとみなされる。(附則第30条)

また、利用年齢に関する特例により児童デイサービスを利用している20歳未満の者については、 施行日に、通所給付決定を受けたものとみなされる。(附則第23条第2項)

※ この経過措置によって入所等を継続した者についても、その在園期間は20歳までであることに 留意されたい。

(平成23年2月22日障害保健福祉関係主管課長会議資料)

(6)地域における自立した生活のための支援

の充実

平成24年4月1日までの政令で定める日 (平成23年10月1日予定)施行

【グループホーム・ケアホーム利用の際の助成の創設】

<課題>

障害者の地域移行を促進するため、障害者が安心して暮らせる「住まいの場」を積極的に確保する必要。

<改正>

グループホーム・ケアホーム入居者への支援を創設(居住に要する費用の助成)。

【重度の視覚障害者の移動支援の個別給付化】

<課題>

重度の肢体不自由者や知的障害者及び精神障害者については、自立支援給付の対象とされているが、重度の視覚障害者については、地域生活支援事業の中で行われているのみ。

<改正>

重度の視覚障害者の移動支援についても、自立支援給付の対象とする。

(6)地域における自立した生活のための支援の充実②

<グループホーム・ケアホームの家賃助成の創設>

○障害者の地域生活への移行を促進するためには、障害者が安心して暮らせる「住まいの場」を確保する必要があることから、<u>グループホーム・ケアホームを利用している障害</u>者に対して居住に要する費用の助成を行う。

【支給対象者】

共同生活援助(グループホーム)又は共同生活介護(ケアホーム)に係る支給決定を受けている障害者(当該障害者又は同一の世帯に属する配偶者が市町村民税を課されている場合を除く。)

【対象経費】

支給対象者が入居している共同生活住居における家賃

(6)地域における自立した生活のための支援の充実③

【支給額(月額)】

1万円

(支給対象者が入居している共同生活住居における家賃の月額が1万円未満の場合は、当該家賃の額)

※ 月の中途で入居又は退去をした場合は、当該月の家賃として実際に支払った額に基づき支給額を算定(→ 当該支払った額が1万円以上の場合は1万円、1万円未満の場合は当該支払った額を支給)

【支給方法】

事業者による代理受領が可能

※この場合、事業者に対する特定障害者特別給付費の支払は、介護給付費等に係る代理受領の場合と同様、翌々月となる。

(例:平成23年10月分は、平成23年12月に支給)

※詳細については、平成23年4月に示される予定

(6)地域における自立した生活のための支援の充実④

<同行援護の創設>

〇重度視覚障害者(児)の移動支援について、外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護等を行う同行援護が障害福祉サービスに位置付けられ、自立支援給付の対象とされる。

※対象者やサービス内容の範囲、事業者の指定基準等については、平成23年4月に示される予定

(7)その他

【目的規定等にある「その有する能力及び適性に応じ」との文言を削除】 公布日施行

障害者自立支援法に基づく指定相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成17年法律第123号)(抜粋)※改正箇所下線

第二条

指定相談支援の事業は、利用者が<u>その有する能力及び適正に応じ、</u>自立した日常生活又は 社会生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。

【成年後見制度利用支援事業の必須事業化】

<課題>

成年後見制度利用支援事業は、相談支援事業の事業内容の一つであり、実施していない市町村がある。

※ 市区町村における成年後見制度利用支援事業の実施状況40%(平成22年4月)

<改正>

法律上、市町村の地域生活支援事業を必須事業とする。

(7)その他②

【児童デイサービスに係る利用年齢の特例】

公布日施行

<課題>

児童デイサービスの利用は、18歳未満。在学中に、利用できなくなる。

<改正>

児童デイサービスを20歳に達するまで利用できるように特例を設ける。

【事業者の業務管理体制の整備等】

平成24年4月1日までの政令で定める日 (平成24年4月1日予定)施行

<課題>

障害福祉サービス事業の運営をより適正化することが必要。

<改正>

事業者における法令遵守のための業務管理体制の整備、事業廃止時のサービス確保対策等。

(8)事業者の業務管理体制の整備について①

〇指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設等の設置者等(以下「事業者」という。)に<u>業務管理体制の整備及び届出が義務付けられる</u>とともに、国、都道府県及び市町村に事業者の本部等への立入検査の権限等が付与されるなど、事業者による不正事案の発生防止と適正なサービスの提供を確保するための措置が定められた。

① 法令を遵守するための体制の確保に係る措置 事業者を単位として、法令を遵守する義務を履行を確保するための体制(業務管理体制)を整備することを義務付け

② 監査・監督機能の強化

不正行為への組織的な関与が疑われる場合等において、都道府県知事等が事業者の本部等に立入検査することができる権限を新たに創設する。

- ③ 不正事業者等による処分逃れを防止するための措置
- 事業の廃止等に係る届出について、事後届出制から事前届出制に変更する。
- ・指定を取り消された事業者が、当該事業者と密接な関係にある者に事業を移行する場合について、指定(指定の更新を含む。④において同じ。)に係る欠格事由に追加する。

(8)事業者の業務管理体制の整備について②

④ 連座制(※)の適用緩和

不正行為に係る事業者の責任の程度を考慮し、都道府県知事等が指定の可否を判断できるよう連座制の適用を緩和する。

※「連座制」とは、ある一つの事業所で不正行為が発覚し、指定が取り消された場合に、当該事業所を運営する法人について、新たな事業所の指定や既存事業所の指定の更新が認められない取扱いをいう(現行制度においては、組織的な不正行為であるか否かにかかわらず、一律に連座制が適用される取扱いとなっている。)

- ⑤ 事業の廃止等をする場合におけるサービスの確保に係る措置
- ・事業の廃止等をする事業者について、サービスを利用していた者が引き続きサービスを 受けることができるよう必要な便宜を提供することを義務付ける。
- ・必要な便宜の提供を適正に行っていない場合において、都道府県知事等が事業者に対して当該便宜の提供を適正に行うよう勧告・命令を行うことができる権限を新たに創設する。
- ・都道府県知事等は、事業者による必要な便宜の提供が円滑に行われるよう必要な助言等の援助を行うことができる。

(8)事業者の業務管理体制の整備について③

【業務管理体制の監督権者について】

業務管理体制の監督権者(事業者から業務管理体制の整備に係る届出を受け、権限を行使する機関)は、以下のとおり。

① 次のいずれかに該当する事業者又は施設等の設置 【厚生労働大臣】

ア 指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者、指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設、指定医療機関及び指定障害児相談支援事業者のうち事業所又は施設等が2以上の都道府県に所在する事業者又は施設等の設置者

- イ のぞみの園
- ② 次のいずれかに該当する事業者又は施設等の設置者 【都道府県知事】
 - ア 指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定一般相談支援事業者、指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設及び指定医療機関のうち事業所又は施設等が同一都道府県内のみに所在する事業者又は施設等の設置者
 - イ 指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者のうち事業所が同一都道府県内の2以上の市町村に所在するもの
- ③ 指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者のうち事業所が同一市町村内のみに所在するもの【市町村長】
- ※ 業務管理体制の監督権者と事業者の指定権者が異なる場合があることに留意

障害者自立支援法等の改正による事業者の業務管理体制の整備等

障害福祉サービス事業者等による適正なサービスの提供を確保するため、法令遵守等の業務管理体制整備の義務付け、本部等に 対する立入検査権の創設、不正事業者による処分逃れ対策、連座制の見直し、事業廃止時のサービス確保など、所要の改正を行う。

(業務中の管理体制)

(監査指導時)

・ (監査中の事業廃止等) →

(指定・更新時)

→ (廃止時のサービス確保)

事業者の法令遵守の 履行を確保する必要 事業者の本部への 検査権限がない

→不正行為への組織的な 関与が確認できない →監査中の廃止届により 処分ができない 一同一法人グループへの 譲渡に制限がない 「一律」連座制の問題

一組織的な不正行為の有無 に関わらず一律連連 一一自治体の指定取消が、 他の自治体の指定権限を 過度に制限 事業廃止時の サービス確保対策が 不十分

業務管理体制の整備

○ 事業者単位の規制 として、法令遵守の義務 の履行が確保されるよう 新たに<u>業務管理体制</u> の整備を義務付け 本部への立入検査等

○ 不正行為への組織的な関与が疑われる場合は、都道府県等による事業者の本部等への立入検査権を創設

処分逃れ対策

事業所の<u>廃止届を</u> 事後届出制から事前 届出制へ変更。また、 立入検査中に廃止届を 出した場合を指定・更新 の欠格事由に追加

指定取消を受けた事業者が密接な関係にある者に事業移行する場合について、指定・更新の欠格事由に追加

指定・更新に係る 欠格事由の見直し

いわゆる連座制の仕組みは維持し、不正行為に係る事業者の責任の程度を考慮し、自治体が指定・更新の可否を判断

サービス確保対策の充実

事業廃止時のサービス確保に係る事業者の義務を明確化

事業者がサービス 確保の義務を果たして いない場合を、勧告・ 命令の事由に追加

 行政が必要に応じて 事業者の実施する措置 に対する援助を行う

事業者の業務管理体制の監督体制

玉

- 以下のうち事業所又は施設等が 2以上の都道府県に所在する事業 者又は施設等の設置者
 - 指定障害福祉サービス事業者
 - 指定障害者支援施設
 - 指定一般相談支援事業者指定特定相談支援事業者
 - 指定障害児通所支援事業者
 - · 指定障害児入所施設
 - 指定医療機関
 - 指定障害児相談支援事業者
- のぞみの園

業務管理体制の監督権者

市町村

- 以下のうち事業所が同一 市町村内に所在する事業者
 - 指定特定相談支援事業者
- · 指定障害児相談支援事業者
- 届出に関する連携

都道府県

- 以下のうち同一都道府県内に事業 所又は施設等が所在する事業者又は 施設等の設置者
- 指定障害福祉サービス事業者
- 指定障害者支援施設
- 指定一般相談支援事業者
- · 指定障害児通所支援事業者
- 指定障害児入所施設
- 指定医療機関
- 以下のうち事業所が同一都道府県 内の2以上の市町村に所在する事業 者

報告等の権限行使の際の連携

- · 指定特定相談支援事業者
- 指定障害児相談支援事業者

業務管理体制の整備に関する 事項の届出

- 報告徴収、質問、立入検査の実施勧告、命令等の実施
- 指定権者からの権限行使の要請

事業者・施設等の指定権者

事業者 施設等の設置者

- ※ 事業者等の業務管理体制に関する基準、業務管理体制 確認検査指針(仮称)、業務管理体制の整備に必要な 事業者データ等の管理方法等については追って連絡する が、基本的に介護保険制度と同様の仕組みとする予定。
- ※ 施行当初の届出について、一定の経過措置を検討中。
- ※ 基準該当障害福祉サービス事業者は対象外。

市町村

- · 指定特定相談 支援事業者
- · 指定障害児 相談支援事業者

都道府県

- 指定障害福祉サービス事業者
- 指定障害者支援施設
- 指定一般相談支援事業者
- 指定障害児通所支援事業者
- 指定障害児入所施設
- 指定医療機関

(9)その他(1)

【精神障害者の地域生活を支える精神科救急医療の整備等】

平成24年4月1日までの政令で定める日 (平成24年4月1日予定)施行

<課題>

精神障害者の地域生活への移行及び地域生活の支援を推進することが必要。

<改正>

- 〇都道府県による精神科救急医療体制の確保について法律上位置付け等。 (精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正)
- 〇精神保健福祉士が、精神障害者の地域生活における相談支援を担っていることの明確化等。

(精神保健福祉士法の改正)

(9)その他②

【難病の者等に対する支援・障害者等に対する移動支援の検討】

公布日施行

<課題>

難病の者等に対する支援及び障害者等に対する全般的な移動支援の充実が必要。

<改正>

政府は、障害保健福祉施策を見直すに当たって、難病の者等に対する支援及び障害者等に対する移動支援の在り方について必要な検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

関連説明

(1)介護職員等によるたんの吸引等の実施について

○たんの吸引・経管栄養は、医行為に該当し、医師法等により、医師、看護職員のみが 実施可能である。

〇例外として、一定の条件下(本人の文書による同意、適切な医学的管理等)でヘルパー等による実施が容認されている(実質的違法性阻却論)。

〇平成22年7月、「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度の在り方に関する検討会」を設置し、介護職員等によるたんの吸引等の実施のための法制度の在り方や介護現場等において、たんの吸引等が必要な者に対して、必要なケアをより安全に提供するための方策について検討が行われ、同年12月に「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度の在り方について(中間まとめ)」が取りまとめられた。

〇その結果、介護福祉士及び一定の研修を修了した介護職員等が一定の条件の下にたんの吸引等の行為を実施できることとし、「社会福祉士及び介護福祉士法」を改正する方向で検討されている。

〇介護職員等がたんの吸引等の一部医行為を安全に実施できるよう、都道府県において介護職員等に対する研修を実施する予定。

(2)新体系サービスへの移行について

【新体系サービスへの移行について】

〇現在、旧体系施設にあっては、障害者自立支援法附則第20条の規定に基づき、障害者支援施設の指定があったものとみなされているところであるが、この「みなし指定」の有効期間については平成24年3月末までであることから、当該旧体系施設は、それまでに新体系サービスに移行し、都道府県知事から新たに指定を受けることが必要となる。

〇平成23年度末の経過措置期間を経過した旧体系事業所は、障害者自立支援法における法的な位置付けを失うこととなるため、万一新体系への移行がなされない場合には介護給付費又は訓練等給付費(報酬)の支払や運営費補助を行うことが困難となる。

【報酬改定について】

障害福祉サービス費用に係る報酬については、3年に一度の改定を基本としており、次期報酬改定は平成24年4月を予定している。次期報酬改定については、平成21年4月の報酬改定の効果等を勘案しつつ、障害者自立支援法等の改正などを踏まえて検討することとしている。

(10)その他②

【福祉・介護人材の処遇改善事業について】

福祉・介護人材の処遇改善については、障害福祉サービスの質の向上を図る観点から極めて重要な課題である。このため、平成21年4月の報酬改定において「良質な人材の確保」を基本的な視点の一つとして、5.1%のプラス改定を行うとともに、同年10月から、障害者自立支援対策臨時特例交付金による基金事業において、介護等職員一人当たり月額平均1.5万円の賃金引き上げに相当する金額を事業者に助成する「福祉・介護人材の処遇改善事業」を実施しているところである。

当該事業の実施に当たっては、各都道府県には制度の趣旨をご理解いただき、管内事業者に対する申請勧奨をはじめ、申請率調査等について尽力をいただいているところであり、申請率も事業開始時点の約42%(平成21年10月現在)から、直近では約73%(平成22年11月現在)まで向上しているところである。しかしながら、介護分野の申請率(83%)に比べると未だ10ポイント程度下回っているところであるので、引き続き管内事業者に対し、様々な機会を捉えて申請勧奨を行われたい。

(平成23年2月22日障害保健福祉関係主管課長会議資料)